



市老連だより 2

令和 4 年 4 月 15 日

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
代 表 理 事 仲 谷 善 弘

新型コロナ、施設内療養への支援対象を拡大 ～厚労省が事務連絡～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われそうですが、表題についてご報告いたします。

新型コロナウイルスに感染した「高齢者施設」の入居者が病床の逼迫などで引き続き施設内での療養（施設内療養）を余儀なくされるケースを想定し、厚生労働省は、地域医療介護総合確保基金による支援の対象を拡大させる方針を各都道府県などに事務連絡しました。

通常では想定されない感染対策の徹底や療養の質を確保するための「かかり増し費用」への支援として、施設内療養者1名につき最大で30万円を補助します。これまでは、まん延防止等重点措置が適用されている区域内の施設のみが対象だったが、それら以外の区域にも拡大し、補助の期限も4月末から7月末に延長しました。

対象のサービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護で、感染予防策の徹底や汚染区域のゾーニング、コホーティング（隔離）の実施などが条件です。

新型コロナウイルスの「第7波」が懸念される中、後藤茂之厚労相は8日、閣議後の記者会見で「最大限の警戒感を持って、保健医療提供体制をしっかりと稼働できるように体制を整えていきたい」などと述べられました。

※詳細資料については、下記URLをご確認ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000927447.pdf>

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局